

災害時における一時避難所としての  
使用に関する協定書

山 陽 小 野 田 市  
日産化学株式会社小野田工場



## 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と日産化学株式会社小野田工場（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難場所としての施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市内において津波、高潮等の災害が発生又は発生するおそれがある時（以下「災害時等」という。）に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を一時避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### （一時避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲は、この協定による施設を民間協力緊急一時避難場所として位置付け、住民に周知する。

### （使用施設及び範囲）

第3条 民間協力緊急一時避難場所は、乙の指定する施設中の別紙に示す範囲とする。

### （施設変更等の報告）

第4条 乙は、前条の施設に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となるときは、速やかに甲に報告するものとする。

### （一時避難場所の開設）

第5条 甲は、次の場合に乙に対して民間協力緊急一時避難場所を開設するよう要請することができる。

(1) 災害時等、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 前項の規定による要請があった場合に、乙は第3条の範囲を一時避難場所として開設し、住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 第1項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第1号）を提出する方法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 前3項の規定によらず、乙が自主的に民間協力緊急一時避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

### （費用の負担）

第6条 当該施設の使用料は無料とする。ただし、当該施設を一時避難場所として使用したことにより乙に損害が発生した場合は、甲が負担するものとする。

(使用の禁止)

第7条 山陽小野田市内において震度6強以上の地震が観測された場合、又は小野田地区に土砂災害警戒情報が発表された場合など、土砂災害の発生する危険性があるときは、当該施設の使用を禁止するものとする。

(使用期間)

第8条 一時避難場所の使用期間は、第5条の規定による開設から津波、高潮等に係る気象警報が解除され、浸水被害のおそれなくなるまでの間とする。

(一時避難場所の閉鎖)

第9条 第5条の規定により開設した一時避難場所を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて文書(様式第2号)にて通知する。

(連絡窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年7月1日

(甲) 山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛二

(乙) 山陽小野田市大字小野田6903-1  
日産化学株式会社小野田工場  
専務理事小野田工場長 松本 直樹

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日産化学株式会社小野田工場  
〇〇〇〇小野田工場長 △△ ▲▲様

山陽小野田市長

### 一時避難場所開設要請書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

日 時	年 月 日 時 分
場 所	名称： 住所：
内 容	一時避難場所の開設
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

日産化学株式会社小野田工場  
〇〇〇〇小野田工場長 △△ ▲▲様

山陽小野田市長

### 一時避難場所使用終了連絡書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定第9条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

日 時	年 月 日 時 分
場 所	名称： 住所：
内 容	一時避難場所の閉鎖
その他	

（山陽小野田市 連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	